

考えてみませんか 同和問題

(部落差別)



同和問題は、日本の歴史の中で形づくられた重大な人権問題です。

「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常のさまざまな場面で差別を受ける問題が、現在においてもなお存在しています。

問題を解決するには、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という正しい認識を持って行動することが大切です。同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

同和問題は具体的にどんな形で現れるのかな?



結婚や就職における差別

出身地等を理由に結婚に反対されたり、就職の際不利な取り扱いを受けたり、職場で不公平な差別を受けたりする。

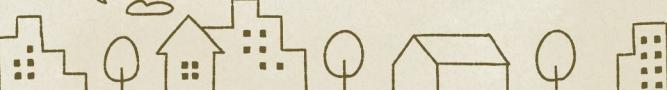
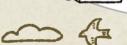
土地差別

土地の売買や都市開発、マンション建設に際し、特定地域での差別調査が行われたり、不動産売買において同和地区の物件を忌避するという土地差別が行われたりする。

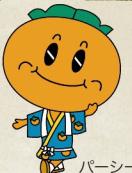


インターネット上の書き込み

インターネットの匿名性を悪用し、同和地区を誹謗中傷する差別的な書き込みをされたり、同和地区の地図や写真などが掲載されたりする。



大野町 福祉課
環境生活課
☎0585-34-1111



「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月16日から施行されました。

部落差別の解消の推進に関する法律
(目的) (平成28年法律第109号)

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

人権問題の相談は
☎058-272-8252 岐阜県人権啓発センター

詳しくは [岐阜県人権啓発センター](#) 検索



*このチラシは岐阜県から助成を受けています。

ローズちゃん